第二期宮城県イノシシ保護管理計画概要

１　計画策定の背景及び目標

　近年，イノシシの生息域及び農業被害地域は，仙台市を中心とする県央部にまで拡大し，農作物に深刻な打撃を与えるようになった。

　このような中，平成２０年度に仙台市以南の１１市町を計画対象区域とし，その他市町村を警戒区域とする宮城県イノシシ保護管理計画（以下「前計画」という。）を策定し，捕獲の推進や被害軽減に努めてきたが，生息域は県北部にまで拡大しており，被害額も減っていない状況にある。

　このため，イノシシを適正に保護管理することにより，農業被害の軽減と人と野生鳥獣との共存を図ることを目的として，第二期宮城県イノシシ保護管理計画を策定する。

２　計画期間

　　平成２５年４月１日から平成２９年３月３１日まで（４年間）

３　計画の対象とする区域

　　県内全域（重点区域を指定し，重点区域以外を警戒区域とする）

　　　　重点区域　白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，

仙台市，名取市，岩沼市，亘理町，山元町，大和町，大衡村，大崎市，色麻町，加美町，

栗原市（２０市町村）

４　保護管理の目標

繁殖力が高いイノシシの場合，生息数を把握して，直接個体数を管理することは困難。

「イノシシ問題は農業問題」を基本に，イノシシによる農業被害を削減することを保護管理の目標とし，当面は平成21～23年度の平均被害額（2,946万円）の４割減程度（1,800万円程度）以下を目指すこととする。

５　数の調整に関する事項

狩猟による捕獲圧を高め，個体数の低減を図るため，重点区域のイノシシの狩猟期間を延長し，11月15日から3月31日までとする（環境省令では11月15日から2月15日まで）。

ただし，延長された期間の内3月1日から3月31日までの間の猟法は，事故防止のため「わな猟」及び「当該わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限る。

６　被害防除対策

個体数管理と併せ，専門家や研究機関の協力のもと，効果的な防除方法の普及を図る。

７　その他保護管理のために必要な事項

　　計画の推進には科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠であることから捕獲，農作物被害状況など各種調査を実施する。また，特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会で捕獲・被害状況等について検討・評価を行い適切に目標の達成状況や各種施策の見直しを行う。更に，地域住民，行政機関，狩猟団体，農林業団体等が相互に連携・協力できる体制整備を図る。